

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 5 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍農第39号
令和6年2月1日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査の結果(指摘事項等)への対応について(報告)

令和6年1月26日付け 龍監第3号「定期監査の結果について」にて
通知のあったことについて、是正または改善等の措置を講じたので、地方
自治法第199条第14項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 市民経済部農業政策課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 5頁	令和5年度農地中間管理事業業務委託
事実の概要等	事前協議及び契約締結を課長決裁にて事務を執行している。今回の契約は受託側であり事務決裁規程に定めがないため、市長決裁とするのか、類似の専決事項を参考するのかなど専決権者の検討が必要と思われる。	
措置状況の内容等	事務受託にかかる決裁区分を事務決裁規程に位置付けることについて、財政課及び人事行政課と協議を進めます。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度湯ったり館浴槽循環管路洗浄及び濾過機濾材交換
事実の概要等	検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としており、契約条件と齟齬がある。	
措置状況の内容等	指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、以後の事務処理において是正します。	
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁	令和5年度龍ヶ崎市農産物直売所「たつこの産直市場」管理運営業務委託
事実の概要等	9月分出来高検査調書の検査年月日を不適切な方法(砂消し)で修正し、さらに休日の10月9日を検査年月日としている。	
措置状況の内容等	指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、以後の事務処理において是正します。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 8頁	強い農業づくり総合支援交付金
事実の概要等	令和4年度茨城県強い農業づくり総合支援補助金(産地基幹支援等施設タイプ)の補助金実績報告における事務について、決裁未了の状態で茨城県に提出されていた。	
措置状況の内容等	速やかに決裁を完了しました。指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、以後の事務処理において是正します。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	意見 9頁	環境保全型農業直接支払交付金
事実の概要等	交付申請書提出、受付等の手続きの時期が遅く、申請から完了・支払いまで短期間で処理されている。適切な時期に申請させ処理を行うなど、事務改善について検討されたい。	
措置状況の内容等	指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、以後の事務処理において検討します。	

様式第14号

区分	負担金、補助及び交付金		指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、当該補助金については、国の経営所得安定対策と連動する部分もあることや、各農業者から提出された生産調整実施計画書に基づく現地確認等のスケジュールを鑑み、以後の事務処理において検討します。
件名	意見 10~11 頁	生産調整推進対策事業補助金	
事実の概要等	交付申請書提出、受付等の手続きの時期が遅く、申請から完了・支払いまで短時間で処理されている。適切な時期に申請させ処理を行うなど、事務改善について検討されたい。		
区分	負担金、補助及び交付金		現在保管されている当該協定書については、監査結果受領後速やかに交付（令和6年1月29日、本人来庁手渡し）しました。また、指摘等の内容を課内全員で共有のうえ十分理解し、以後の事務処理において是正します。
件名	指摘 11頁	民有林整備事業補助金	
事実の概要等	相手方に渡すべき協定書(原本)が保管されている。		
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 8 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍 保 育 第 5 8 号
令 和 6 年 2 月 7 日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和6年1月26日付、龍監第3号により報告を受けたところで
す。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 福祉部保育課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 6頁	令和5年度龍ヶ崎市教育・保育給付等管理システム構築業務委託
事実の概要等	本件契約に付随した覚書を、課長決裁のうえ取り交わしている。覚書又は協定書等は、実質的に契約書と同等のもの、又は契約書を補足するもの等多様である。当該類型等に応じた決裁の在り方の検討が必要と思われる。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度龍ヶ崎市教育・保育給付等管理システム構築業務委託
事実の概要等	検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としており、契約条件と齟齬がある。	
区分	事務管理	
件名	注意 9頁	八原保育所父母の会の現金管理
事実の概要等	出納帳の差引残高に、誤記がみられる（11/13現在高）。	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 1 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍商第16号
令和6年3月7日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査に係る措置状況について(通知)

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和6年1月26日付け、龍監第3号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じることとしたので同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 市民経済部商工観光課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 6~7 頁	ふるさと納税に係る各業務委託
事実の概要等	執行伺いにおいて、特命随意契約の理由及び見積書徴取の省略については適正に決裁を受けている。一方、予定価格設定の省略については決裁は受けていないが、予定価格は設定されていない。	
措置状況の内容等	契約規則第20条の規定に基づき、特命随意契約や見積書徴取省略の理由の記載にあわせて、予定価格設定の省略の理由を記載し、決裁を受けるように今後対応します。	
区分	契約事務	
件名	注意 6~7 頁	ふるさと納税に係る各業務委託
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。各契約とも自治令第167条の2第1項第2号が適用される（市契約規則第18条の適用は、少額契約の場合である。）。	
措置状況の内容等	契約関係の法令等をきちんと読み込み、適正な条文を引用できるように確認し、今後決裁の過程でも、各人が注意して確認を行います。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度ふるさと納税情報誌広告掲載
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本契約は自治令第167条の2第1項第2号が適用される（市契約規則第18条第1号は、工事又は製造の請負に係るもので、本件には適用されない。）。	
措置状況の内容等	契約関係の法令等をきちんと読み込み、適正な条文を引用できるように確認し、今後決裁の過程でも、各人が注意して確認を行います。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	寄附金のカード決済に関する契約書
事実の概要等	本件に係る契約は、2件締結されている。いずれも契約決議書に予定金額の記載がない。請求書受理後に支出負担行為を行ういわゆる兼票処理事案ではあるが、想定数に基づく予定金額の記載が望ましい。	
措置状況の内容等	今後、契約の決裁を受ける際に、想定される予定額を設計し、文面の記載及び書面を添付するように対応します。	
区分	契約事務	
件名	指摘 8頁	土地賃貸借契約
事実の概要等	本件は、市街地活力施設の建物敷地に係る土地賃貸借契約であるが、その期間を1年間としている。一般に、建物の所有を目的とした土地賃貸借契約では、借地借家法を勘案した期間を約定することが基本となる。	
措置状況の内容等	今後、借地借家法を勘案した契約期間について検討してまいります。	

様式第14号

区分	契約事務		今後、複数年契約について検討してまいります。
件名	意見 8頁	土地賃貸借契約	
事実の概要等	本件は、にぎわい広場の一部に係る土地賃貸借契約であるが、その期間を1年間としている。建物の所有を目的としたものではないものの、当該施設の性格等を考慮すれば、複数年の契約が望ましい。		
区分	負担金、補助及び交付金		再審査の結果、補助対象経費の算出方法、上限額の適用に誤りがあったことを確認したため、申請者へ謝罪のうえ説明し、あらためて交付決定額を425,000円とした通知書を交付いたしました。今後は、申請受付時に、より厳格な審査を行ってまいります。
件名	指摘 12頁	創業促進事業補助金	
事実の概要等	補助金審査において、補助対象経費の算出方法、上限額の適用に錯誤がみられ、補助額を425,000円とすべきところ、500,000円の交付決定通知書を発出している。		
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。